



# 長野県報

4月21日(月)  
令和 7 年  
(2025 年)  
第 602 号

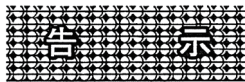
## 目次

### 告 示

|                                                  |   |
|--------------------------------------------------|---|
| 地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託（税務課）                       | 1 |
| 基本測量の終了（建設政策課）                                   | 2 |
| 公共測量の終了（7 件）（建設政策課）                              | 2 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（2 件）（砂防課） | 4 |
| 広域連合の規約の変更の許可（市町村課）                              | 5 |

### 公 告

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課）         | 5 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（5 件）（都市・まちづくり課） | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了（4 件）（都市・まちづくり課）     | 7 |



### 長野県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和 7 年 4 月 21 日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称

| 事務所の所在地                   | 名称                  |
|---------------------------|---------------------|
| 長野市大字中御所字岡田178番地 8        | 株式会社八十二銀行           |
| 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号   | 地銀ネットワークサービス株式会社    |
| 東京都千代田区二番町 8 番地 8         | 株式会社セブン - イレブン・ジャパン |
| 東京都品川区大崎一丁目11番 2 号        | 株式会社ローソン            |
| 東京都港区芝浦三丁目 1 番21号         | 株式会社ファミリーマート        |
| 東京都千代田区岩本町三丁目10番 1 号      | 山崎製パン株式会社           |
| 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1     | ミニストップ株式会社          |
| 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の 1 | 株式会社ポプラ             |
| 北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目421番地   | 株式会社セイコーマート         |
| 東京都港区港南一丁目 8 番27号         | 株式会社しんきん情報サービス      |

#### 2 委託した公金事務の内容

県税、県税に係る延滞金及び各種加算金、ふるさと信州寄付金、看護職員修学資金貸付金に係る返還金、道路占用料並びに河川占用料の収納事務

#### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 3 月 18 日

4 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

税 務 課

長野県告示第182号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。  
令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類  
基本測量 三角点改測、高度地域基準点測量
- 2 作業期間  
令和6年2月1日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域  
長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、上水内郡小川村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第183号

中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。  
令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類  
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間  
令和6年8月22日から令和7年2月14日まで
- 3 作業地域  
木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村

建設政策課

長野県告示第184号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。  
令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類  
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間  
令和6年10月1日から令和7年2月26日まで
- 3 作業地域  
伊那市

建設政策課

**長野県告示第185号**

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

2 作業期間

令和6年10月1日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

**長野県告示第186号**

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 路線測量

2 作業期間

令和6年7月9日から令和7年3月3日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

**長野県告示第187号**

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、路線測量

2 作業期間

令和6年7月26日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

**長野県告示第188号**

長野県長野建設事務所裾花ダム管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月21日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 標高データ（地図レベル1000、1.0mメッシュ）

- 2 作業期間  
令和6年10月15日から令和7年3月12日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

長野県告示第189号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 数値地形図 修正測量（地図情報レベル 2500）
- 2 作業期間  
令和7年1月9日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域  
千曲市

建設政策課

長野県告示第190号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。

令和7年4月21日

長野県知事 阿部守一

| 区域名  | 区域の範囲                                                         | 市町村名 | 大字又は町名 | 字  | 緯度及び経度 |                |               |
|------|---------------------------------------------------------------|------|--------|----|--------|----------------|---------------|
| 南原7号 | 長野県飯田市下久堅南原の区域内の土地のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域 | 飯田市  | 下久堅    | 南原 | 1点     | 北緯             | 35度27分50秒6513 |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 東経     | 137度50分49秒9783 |               |
|      |                                                               |      |        |    | 2点     | 北緯             | 35度27分50秒1751 |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 東経     | 137度50分51秒1298 |               |
|      |                                                               |      |        |    | 3点     | 北緯             | 35度27分48秒9978 |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 東経     | 137度50分51秒3627 |               |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 4点     | 北緯             | 35度27分48秒4198 |
|      |                                                               |      |        |    | 東経     | 137度50分50秒1929 |               |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 5点     | 北緯             | 35度27分49秒4029 |
|      |                                                               |      |        |    | 東経     | 137度50分48秒6570 |               |
|      |                                                               | 〃    | 〃      | 〃  | 6点     | 北緯             | 35度27分50秒0491 |
|      |                                                               |      |        |    | 東経     | 137度50分49秒2096 |               |

砂防課

長野県告示第191号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和7年4月21日

長野県知事 阿部守一

| 区域名         | 区域の範囲                                                                             | 市町村名 | 大字又は町名 | 字    | 緯度及び経度 |                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|--------|------|--------|---------------------------------------------------|
| 朝日ヶ丘<br>2 号 | 長野県諏訪形字西森ノ木、字上ノ平、字中ノ平の区域内の土地のうち、次の 1 点から 12 点までを順次結んだ線及び 1 点と 12 点を結んだ線に囲まれた土地の区域 | 上田市  | 諏訪形    | 西森ノ木 | 1 点    | 北緯 36 度 23 分 05 秒 9469<br>東経 138 度 14 分 26 秒 9813 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 上ノ平  | 2 点    | 北緯 36 度 23 分 05 秒 5544<br>東経 138 度 14 分 27 秒 0420 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 3 点    | 北緯 36 度 23 分 05 秒 9357<br>東経 138 度 14 分 25 秒 4180 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 中ノ平  | 4 点    | 北緯 36 度 23 分 06 秒 8171<br>東経 138 度 14 分 23 秒 2872 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 5 点    | 北緯 36 度 23 分 07 秒 8531<br>東経 138 度 14 分 20 秒 9527 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 6 点    | 北緯 36 度 23 分 08 秒 3295<br>東経 138 度 14 分 19 秒 3113 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 7 点    | 北緯 36 度 23 分 09 秒 4590<br>東経 138 度 14 分 16 秒 7901 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 8 点    | 北緯 36 度 23 分 09 秒 5410<br>東経 138 度 14 分 17 秒 5845 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 西森ノ木 | 9 点    | 北緯 36 度 23 分 08 秒 7622<br>東経 138 度 14 分 22 秒 7834 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 10 点   | 北緯 36 度 23 分 07 秒 9255<br>東経 138 度 14 分 23 秒 4939 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 上ノ平  | 11 点   | 北緯 36 度 23 分 07 秒 3785<br>東経 138 度 14 分 25 秒 0863 |
|             |                                                                                   | 〃    | 〃      | 〃    | 12 点   | 北緯 36 度 23 分 07 秒 0714<br>東経 138 度 14 分 25 秒 0468 |

砂 防 課

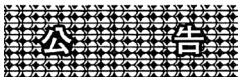
長野県木曽地域振興局告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで木曽広域連合の規約の変更を許可しました。

令和 7 年 4 月 21 日

長野県木曽地域振興局長 小 林 弘 一

市 町 村 課



公告

県営北城南部地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、同法第 88 条第 4 項の規定による白馬村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和 7 年 4 月 21 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類  
県営北城南部地区土地改良事業変更計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 7 年 4 月 22 日から令和 7 年 5 月 22 日まで
- 3 縦覧の場所  
白馬村役場農政課
- 4 意見書の提出方法  
縦覧期間満了までに、長野県北アルプス地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。